

## 預金口座振替依頼書約款

(金融機関に対しての約款です)

1. 私が支払う料金について、貴行(庫・組合・局)に請求があったときは、私に通知することなく請求金額を表記預金口座から引き落としのうえ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
2. 預金の引落としに当たっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出は致しません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
4. 貴行(庫・組合・局)の都合より、振替日以降に預金口座から引き落とされても差し支えありません。
5. この契約は、貴行(庫・組合・局)が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
6. 領収書は預金通帳への記帳により省略して差し支えありません。領収書を必要とする場合は、玉島テレビ放送株式会社に申し出ます。
7. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行(庫・組合・局)の責によるものを除き、貴行(庫・組合・局)にはご迷惑をかけません。